



本校では、学校の教育活動全体を通して、各学部の人権学習における目標に沿って学習に取り組んでいます。この人権だより“きらり”では、各学部での取組や人権教育に関する様々な情報をお伝えしますので、どうぞご覧ください。この人権だよりを通して、“人権”について考えるきっかけになれば幸いです。



球磨支援学校 校長 杉本 康浩

小学部の皆さんは、「人権」って初めて聞く人もいるかもしれません。人権は「人」と「権利」に分けて考えるとわかりやすいと思います。「人」は分かりますね。「権利」というのは、ものごとを自由に行ったり、人に要求したりできることです。たとえば、学校に行き勉強すること、自分の意見を言うこと、安全に暮らすことなどです。

これらの権利は、どこに住んでいても、どんな人であっても、みんなが持っているものです。そして、誰かがその権利を奪おうとしたり、無視したりしてはいけません。

だから、自分の人権を守るのと同時に、人の人権も守らなければなりません。みんながお互いの人権を尊重し、大事にすることがとても大切です。これが「人権」の基本的な考え方です。

しかし残念ながら、世界中には、その人権が守られていない場合もたくさんあります。ウクライナのことや、ガザ地区のニュースが毎日流れています。わけもなく攻撃されて命を落としたり、けがをしても病院でみてもらえなかったり、学校で勉強できなかったり、食べるものがなかったり。

私たちの身の回りにも、人権が守られないことが起きることがあります。自分の欲しいものややりたいことを他人のことを考えずに要求したり、実行してしまったりという人を見たことはありませんか。または、自分がそんなことをしてしまったりしたことはありませんか。

そんな場面を見た時や、ニュースに触れた時など、人権が守られていない、これはおかしい、いけないとまず気づける心を、毎日の生活を通して、皆さんには育てていってほしいと願っています。



じどうせいと  
児童生徒のみなさんへ

### じんけん 人権ってなんだろう？

じんけん  
人権とは、だれもが生まれながらにもっている「自分らしく幸せに生きる権利」のことで

たとえば、「友達と遊ぶことができる」「自分の考えや意見を自由に表現することができる」「勉強やスポーツをすることができる」「毎日ごはんを食べることができる」ということも人権に含まれます。

「人権って難しい」「人権って堅苦しい」と思うかもしれませんが、「自分の人権が守られること」と「周りの人の人権を尊重すること」は、とても大切なことです。

みぢか  
身近なことから、自分のペースで人権についてぜひ考えてみてください。

## 夏休みに気を付けたい インターネットによる人権侵害

いよいよ夏休みが始まります。休み中、インターネットの使い方には普段以上に気を付けましょう。基本は、「面と向かって言えないことは書き込まない」ことを守りましょう。休み期間中は友達ともなかなか会えません。普段はすぐに会って誤解を解いて仲直りできても、夏休み中はそれができないかもしれません。普段以上に SNS 等で書き込む内容には気を付けましょう。

また、「自分や友達の個人情報分かるものを SNS に載せない」「ネット上でしか知らない人に会いに行かない」などのことを守ってトラブルに巻き込まれないようにしましょう。

「SNS やインターネット上でいじめを受けた、金銭を要求された」などがあれば、自分ひとりで抱え込まず、周りの大人にすぐ相談してください。

## 「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」について

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、1989年に国連総会において採択された、世界中すべての子どもがもつ人権（権利）について定めた条約です。子どもたちの権利について考える上で大切な、この条約の4つの原則を紹介します。

### 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されること。

### 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮すること。

### 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えること。

### 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されること。

参照：unisef「子どもの権利条約カードブック」

## 熊本県人権センターについて

### ☆困ったときは相談しましょう!!

つらいことや悲しいこと、いやなことがあったとき、自分の人権が守られていないと感じたときはすぐに相談をしてください。家の人、学校の先生、友達等の周りの人が話を聞いてくれます。誰にも知られたくないときは、「熊本県人権相談センター」に電話をしてもいいです。親身に相談ののってくれ、解決する方法を一緒に考えてくれます。

## 人権センター相談窓口について

### <相談受付時間>

月曜から金曜の午前9時から正午まで、  
および午後1時から午後4時まで  
(祝日、年末年始を除く)

<相談専用電話> 096-384-5822



熊本県人権啓発キャラクター  
「ココロ」